

を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない(法第3条第2項、施行令第2条第1項、3条規則第3条)。

(出典)公正取引委員会「下請取引適正化推進講習会テキスト」112頁(令和元年11月)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

<問題となり得る取引事例⁹(情報成果物作成委託)>

- ①番組製作委託の発注の時点では何ら発注に関する書面が交付されず、製作終了後に交付される。
- ②3条書面が交付される場合も、ほとんどが金額の記載がない3条書面の交付で、その後、放送の具体的内容が決まった後も補充書面が交付されていない。
- ③金額については、口頭で告げられ、納入後に製作会社側から確認するまでは、局から金額についての連絡がない。
- ④局がフリーランスにディレクター業務を発注しており、その業務内容には放送で使用するVTRの撮影・納入も含まれている一方、3条書面を交付していない。
- ⑤生放送番組に関する業務委託のうち、放送で使用するVTRの納入も含む演出業務を委託したが、当該業務委託全体を役務委託と解釈して3条書面を交付していない。
- ⑥情報成果物作成委託のうち番組の一部分の発注について、発注書面の委託内容欄に「〇〇番組について」や「△△番組全般」のみ記載された3条書面が交付されている。
- ⑦製作会社(元請け)からの孫請けとして業務を受注したが、下請法の対象となる取引であるにもかかわらず書面の交付がされていない。

下請法では下請事業者に対して委託をした場合は、「直ちに」交付する規定となっているため、事例①のように親事業者が製作終了後に書面を交付することは下請法上問題となる。また、事例②や事例③のように、3条書面が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法上問題となる。

事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっている場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる(11頁以降を参照)。製作現場の実態としては、全体を役務委託として発注している中には情報成果物作成委託を含む形で取引されている場合があると考えられる。このように情報成果物作成委託と一体不可分で取引されている役務委託については3条書面を交付する必要がある。なお、情報成果物作成委託か役務委託

⁹ 発注書面の交付義務(第3条第1項)違反、取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反した場合、又は虚偽の書類を作成した場合等は罰則の対象となる(50万円以下の罰金)(下請法第10条)。

か否か判断に迷うような取引の場合は、当該取引に関するコンプライアンスや安全性確保の観点から、下請法に該当する取引として取り扱うことで下請法上問題となるリスクを低減できる。

事例⑥のような場合は発注内容が不明瞭であることから下請法上問題となるおそれがある。「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

また、下請法の要件を満たしている場合、親事業者が製作会社であっても適用され、事例⑦においても下請法上問題となる。

＜問題となり得る取引事例（役務提供委託（役務委託の再委託））＞

- ⑧局から製作会社(元請け)に対して、ディレクターやアシスタント・ディレクター(AD)等複数名の業務を役務委託したところ、製作会社(元請け)は、委託を受けた役務委託業務の遂行に際して自社人員が不足していたため、別の製作会社(孫請け)に対し当該役務の一部を再委託したが、特段書面の交付は行っていない。
- ⑨局が製作会社(元請け)に対し、番組の演出業務のほか、番組に出演する実演家の手配(キャスティング業務)を委託している。製作会社(元請け)はキャスティングプロダクションに対し、実演家のキャスティング業務を委託したが、その際、製作会社(元請け)からは特段書面の交付は行っていない。

事例⑧のように、製作会社(元請け)が請け負った役務委託を他の製作会社(孫請け)へ再委託した場合は、下請法の要件を満たせば「役務提供委託」として下請法の対象となり、製作会社(元請け)が製作会社(孫請け)に対し、3条書面の交付がされていなければ、下請法上問題となる。また、事例⑨のように、製作会社(元請け)が請け負った実演家の手配(キャスティング業務)について、製作会社(元請け)が当該業務を他の事業者へ委託する場合も下請法の要件を満たせば「役務提供委託」として下請法の対象となり、製作会社(元請け)は書面の交付が必要となる。

加えて、放送コンテンツの製作取引をめぐる事後のトラブルを回避する一つの方策として、「下請法の対象とならない取引」であっても書面等の交付を行うことが考えられる¹⁰。

¹⁰ 書面の交付の有無については、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。認識の乖離の要因としては、「下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託及び役務提供委託(再委託の場合))」と「下請法の対象とならない取引(役務委託(再委託を除く))」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないことも一因として考えられる。したがって、局と製作会社の間で、どのような取引が下請法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である。また、下請法に該当し

しかし、全ての取引において3条書面と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録¹¹を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。

- ・ 製作会社又は局から要請があった場合
- ・ 金額が大きい場合
- ・ 個人情報を扱う場合
- ・ 海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合

(参考)

○下請法

(書面の交付等)

第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項の規定による書面を交付しなかつたとき。
- 二 第5条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

※「製造委託等」:この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

ない取引において書面の交付を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる。

なお、「フォローアップ調査」をみると、令和元年度調査における放送事業者からの回答では、「常に発注書を交付していた」及び「おおむね発注書を交付していた」の合計値が86.4%であったが、番組製作会社からの回答では、放送事業者との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が75.9%、番組製作会社との取引においては「常に発注書面の交付を受けていた」及び「おおむね発注書面の交付を受けていた」の合計値が62.5%となっている。

(出典) 総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 令和元年度フォローアップ調査結果の公表」(令和2年6月3日)

<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html>

¹¹ メールのやりとり、請求書、領収書、支払い記録などいずれかを想定。

<望ましいと考えられる事例>

(1) 3条書面の交付、契約書の取り交わしについて

① A局では、3条書面については、下請法で定められている必要記載事項を網羅した書式（ひな型）（※）を、番組の種類別、発注形態別（単発／レギュラー、全部委託／部分委託、報道等）に用意している。契約書についても、「全部委託」、「部分委託」、「放送権の利用許諾」の3種類の発注形態ごとの書式を用意している。これらの書式については、社内で研修会を開催するほか、製作会社に対しても説明会を開催し、周知を図っている。

※ 別添参考資料「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）（平成16年3月26日ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会）」を参照。

② B局では、経理処理はシステム化されており、電子決裁で稟議書を回す場合、必ず必要書面を添付しなくてはならない。その際に、具体的な金額を記載することを推奨しているが、放送番組製作の場合、当初に放送番組の具体的内容が確定していない場合などやむをえない場合は当初書面と、補充書面に分けている。また、補充書面が必要な場合は必ず添付させるように指示している。システムに基づき、製作担当と経理担当、コンプライアンス担当等からのチェックが可能となっている。

③ C局では、3条書面に通し番号を付し、支払伝票を経理担当に提出する際に確認を行っている。経理では3条書面に金額が書いてあるか、60日以内に支払われるか等のチェックをしている。

④ D局では、放送番組製作委託契約の際、3条書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している。

- ・3条書面作成の際、契約相手方と契約内容を入力すれば、当該相手方が下請法対象か否かがすぐに識別できるようにしている。

- ・3条書面に必要な記載事項がすべて記載され、交付されるまでは、アラートが常時表示されるシステムとしている。

- ・交付の日付についても管理を行い、3条書面の保存・管理を実施している。

⑤ E局では、役務委託が主であり、下請法の対象となる「情報成果物作成委託」に該当する取引が存在しないと認識しているが、取引記録の観点から、単発番組の場合、3条書面と類似の書類を交付している。

⑥ F局では、発注／検収／支払の各段階でシステム化されており、それぞれに3条書面の必要記載事項を入力しないと処理が完結しない仕組みを導入している。

⑦ G局では、下請法の対象となる完全製作委託型番組、あるいはイラストの製作などを含めた情報成果物作成委託については、3条書面を交付するよう

強く指導している。

- ⑧ H局では、完全製作委託型番組については、まず、製作会社と「基本契約書」（番組製作会社と最初取引を行う際に結ぶ）を交わし、これとは別に、個々の完全製作委託型番組の取引ごとに「個別契約書」を結ぶ。さらに3条書面を出している。
- ⑨ I局では、発注書を直ちに交付することを意識しており、発注時に内容が定められない正当な理由がある未定の事項も決定次第、補充書面を出すことを意識している。
- ⑩ J局では、社内でセミナー等を開催することにより、発注書の交付に対する意識を高めている。
- ⑪ K局では、契約書・発注書に関する業務を一元的に管理する部署を創設し、当該部門が製作部門・編成部門と連携を密にすることで、3条書面の未交付や必要記載事項の不備等が発生しないよう、常に気を配っている。
- ⑫ L局では、発注した業務委託の内容が編集業務中心であり役務委託に近いのかもしれないと考えたときも、撮影したデータを納めることも含めた委託内容としているので、3条書面を交付している。

(2) 交付時期について

- ① A局では、発注時に放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合など正当な理由がある場合には、製作費（契約金額）を決めることができないので、発注の際に「当初書面」として金額未定のまま、書類を交付。その後、金額が決定した時点で「補充書面」を交付している。なお、補充書面の交付は納入日を過ぎないようにしている。
- ② B局では、局で番組内容について企画し、外部発注を行うことが決まった場合、直ちに、3条書面を交付し、番組製作を開始する。番組納入までの間に契約書を交付する。
- ③ C局では、企画が決定した段階で最初から金額を確定して迅速に覚書を締結している。